

碧い湖

第67号 発行:2018年10月15日

aoiumi

Vol.
67

公益社団法人 滋賀県環境保全協会 広報紙

特集

廃棄物の適正処理のために ～主に排出事業者の責務について～

page 06 | 災害への備えは大丈夫ですか？

page 08 | 会員企業の環境取組紹介
ダイハツ工業株式会社滋賀(竜王)工場

page 11 | 新規入会会員のご紹介



廃棄物の適正処理のために

～主に排出事業者の責務について～

滋賀県琵琶湖環境部循環社会推進課

事業者が排出する産業廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「法」という。）において「事業者は、その産業廃棄物を自ら処理しなければならない。」と規定されており、その産業廃棄物の適正処理を進めるため、委託基準や産業廃棄物管理票に関する規定が順次強化されてきました。

しかしながら、平成28年に判明した食品廃棄物の不正転売をはじめ、県内においても平成27年に中間処理廃棄物の不法投棄が発覚する等、処理を委託された廃棄物が法の基準に従わずに処理・投棄される事例が発生しています。

産業廃棄物の適正処理を進めるために、委託した処理業者に任せきりにするのではなく、排出事業者が責任を持って管理していくことが必要です。

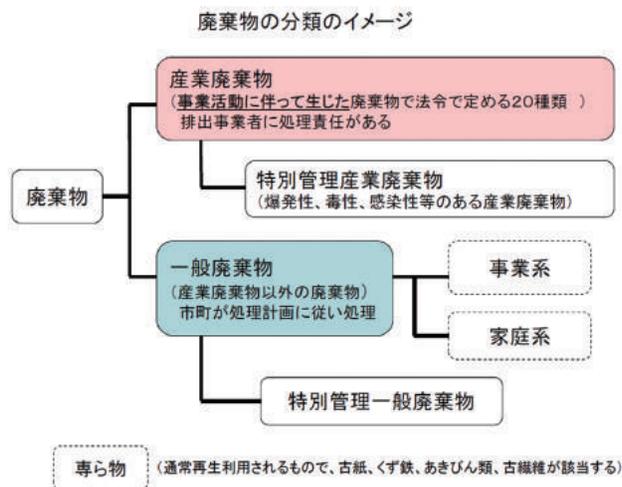
排出事業者責任に係るチェックリスト

排出事業者が果たすべき責務、具体的に行う必要がある事項について、環境省は平成29年6月に「排出事業者責任に基づく措置に係るチェックリスト」を取りまとめています。

ここでは、そのチェックリストに係る内容に沿って、廃棄物の適正処理のために必要な事項について、要点と思われるところを紹介します。

廃棄物の分類

廃棄物は、排出の状況や性状に応じて、一般廃棄物と産業廃棄物に分類されています。一般廃棄物は「産業廃棄物以外の廃棄物」（法第2条第2項）と規定されており、産業廃棄物は「事業活動に伴って生じた廃棄物のうち、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他政令で定める廃棄物」等（法第2条第4項）と定義されています。ただし、紙くずや木くず等については排出元の業種が限定されているので注意が必要です。



また、「産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性その他の人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある性状を有するもの」（法第2条第5項）として特別管理産業廃棄物が定義されており、処理を委託する場合には特別管理産業廃棄物処理業の許可を持つ者等に委託する必要があります。

このため、排出事業者は、排出する廃棄物が一般廃棄物であるか産業廃棄物であるか、産業廃棄物である場合はどの種類に該当するのかを把握するとともに、廃棄物の分類に応じて分別することが、適正処理を確保する上で大変重要です。

排出事業者の責務類

排出事業者は、その事業活動に伴って排出されるすべての廃棄物について、産業廃棄物か一般廃棄物かを問わず、適正に処理しなければなりません（法第3条）。さらに、その産業廃棄物については、事業者自らの責任において適正に処理しなければなりません（法第11条）。

なお、事業系の一般廃棄物については、排出事業者は、市町村の統括的処理責任の下、一般廃棄物処理計画に従い、市町村の行う処理に協力することや指示を受けることとされています。具体的な処理方法等については、事業活動を行う区域を管轄する市町村の運用等に留意する必要があります。

産業廃棄物を事業場の外で保管する場合

産業廃棄物の排出事業者が当該廃棄物を排出場所から運搬し、当該場所から離れた場所で保管する行為（例えば、家屋の解体に伴って発生した廃棄物を、解体を行った事業者が解体現場以外の場所において保管する行為）は、運搬に伴う保管に該当します。

排出事業者が運搬に伴う保管を行う場合には、積替えのための保管上限等が規定されている令第6条第1項第1号ホに規定する基準も遵守しなければなりません。

【運搬に伴う保管の基準】（令第6条第1項第1号ホ）

- ・運搬に伴う保管は、次の基準に適合する積替えを行う場合を除き、行ってはならないこと。（令第3条第1項第1号チ）
 - 1 積替えを行った後の運搬先が定められていること。
 - 2 搬入された産業廃棄物の量が、積替えの場所において適切に保管できる量を超えるものでないこと。
 - 3 廃棄物の性状に変化が生じないうちに搬出すること。
- ・保管する産業廃棄物の数量が、保管の場所における1日当たりの平均的な搬出量に7を乗じて得られる数量を超えないようにすること。

また、建設工事に伴い排出される（特別管理）産業廃棄物を、その建設工事現場の外において、面積が300㎡以上の場所で保管する場合、その旨をあらかじめ都道府県知事に届け出なければなりません（法第12条第3項等）。

委託基準や委託先の選定について

排出事業者は、排出事業者責任を果たす方法として、委託基準を遵守して、他人にその処理を委託することが法律上認められています（法第12条第5項、第6項）。なお、委託した場合でも、排出事業者に処理責任があることに変わりはないことに留意する必要があります。

また、委託する産業廃棄物の性状や取扱注意事項等については、排出事業者が一番理解しているため、当該事項を考慮して、産業廃棄物処理業者の処理能力や処理工程に照らし、当該産業廃棄物の適正処理が確保できることを、処理施設の实地確認等を含め確認した上で、委託先を選定する必要があります。

【委託基準のポイント】

- ・許可を受けた処理業者等に委託すること。
- ・委託契約は書面により行うこと。
- ・委託契約には、委託する産業廃棄物の種類や数量、性状、処理料金等の法で定められた記載事項を記載し、有効な許可証の写し等を添付すること。

委託契約に介在する第三者について

排出事業者による産業廃棄物処理業者への処理委託に際し、都道府県知事の規制権限の及ばない第三者が排出事業者と産業廃棄物処理業者との間の契約に介在し、あっせん、仲介、代理等の行為を行う事例が見受けられます。

排出事業者は、委託する処理業者を自らの責任で決定すべきであり、また、処理業者との間の委託契約の根幹的内容は、排出事業者と処理業者の間で決定するものです。

これらの内容の決定を第三者に委ねることにより、排出事業者責任の重要性に対する認識や排出事業者と処理業者との直接の関係性が希薄になるだけでなく、あっせん等を行った第三者に対する仲介料等が発生し、処理業者に適正な処理費用が支払われなくなるといった状況が生じ、委託基準違反や処理基準違反、ひいては不法投棄等の不適正処理につながるおそれがあります。

排出事業者に対する措置命令

委託基準違反には罰則が適用される可能性があるほか、委託の過程で不適正処理された場合には、措置命令の対象（法第19条の5）になる可能性もあります。また、委託基準に違反していない場合であっても、委託に際して、適正な対価を負担していない場合等には、措置命令の対象（法第19条の6）になる可能性があります。

【措置命令の対象となる可能性のある違反事項】

- ・委託基準に違反している場合。
- ・管理票を交付していない場合や、保存していない場合等。
- ・適正な対価を負担していない場合。
- ・処理状況の確認を行っていない場合。

適正な処理料金について

適正な処理料金（対価）を負担していない場合には、不法投棄や不適正処理が行われる可能性が高くなりますので、注意が必要です。

「行政処分の指針について（通知）」（平成30年3月30日付け環循規発第18033028号環境省環境再生・資源循環局廃棄物規制課長通知）（以下、「行政処分指針」という。）では、「『適正な対価を負担していないとき』とは、不適正処理された産業廃棄物を一般的に行われている方法で処理するために必要とされる処理料金からみて著しく低廉な料金で委託することをいう」とされており、「排出事業者が一般的な料金よりも安い価格で委託しても適正処理がなされると判断した理由」の説明が求められています。

許可制度は適正処理を保証していない

さらに、行政処分指針では、「産業廃棄物処理業の許可とは、社会公共の安全及び秩序を維持するという消極的観点から行われる許可であり、許可申請者が、適正な処理を行い得る客観的能力等を有する者であることを確保する観点から定められた一定の要件に合致すれば、都道府県知事は、許可を付与しなければならないこととされている。したがって、産業廃棄物処理業の許可制度は、実際に許可を受けた者が適正に処理を行うことまで保証するものではなく、許可業者に対する処理委託が排出事業者の責任を免ずるものではない」と説明されていることに留意する必要があります。

現地確認等による処理状況の確認

排出事業者は、委託した産業廃棄物の処理状況の確認を行い、当該産業廃棄物について発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の行程における処理が適正に行われるために必要な措置を講ずるよう

に努めなければなりません（法第12条第7項）。

排出事業者が委託した産業廃棄物の処理状況を確認する方法としては、まず、当処理を委託した産業廃棄物処理業者の事業の用に供する施設を実地に確認する方法が考えられます。委託した産業廃棄物の保管状況や実際の処理行程等について、処理業者とコミュニケーションをとりながら実地確認を行うことや、公開されている情報について、不明な点や疑問点があった場合には処理業者に回答を求めるなど、法に基づき適正な処理がなされているかを実質的に確認することが重要です。

なお、滋賀県では、処理状況の確認について、独自の規定は設けていません。

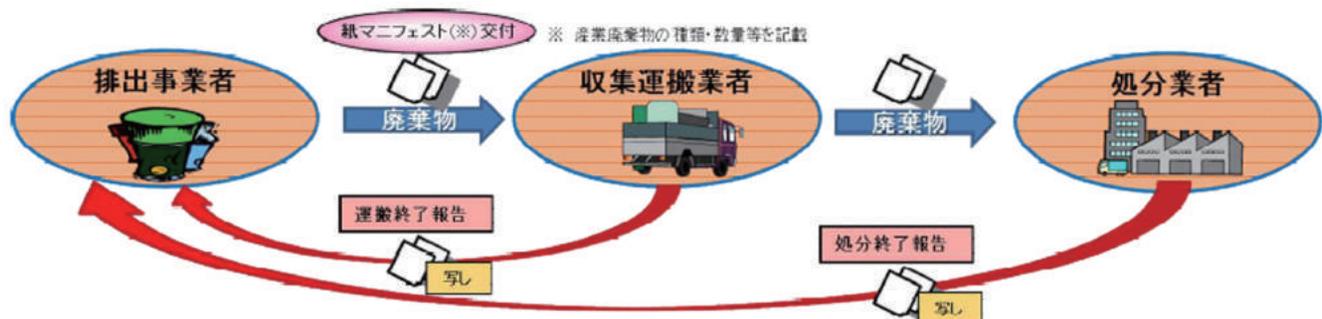
マニフェストに係る確認と報告

排出事業者は、一定期間内に、委託した産業廃棄物収集運搬業者および産業廃棄物処分業者から、処理終了に係る産業廃棄物管理票（マニフェスト。以下「管理票」という。）の写しの送付を受けなければなりません。一定期間内に処理終了の管理票の写しの送付を受けていない場合や虚偽記載等がされている場合、処理困難通知を受けた場合は、速やかに委託した産業廃棄物の処理状況を把握するとともに、その内容を都道府県知事に報告し、必要な措置を講じなければなりません（法第12条の3第8項）。

規定に違反して、適切な措置を講じなかった場合には、措置命令の対象となる可能性があります（法第19条の5第1項第3号へ）。

【管理票交付日からの送付期限】

B2、D票は90日（特別管理産業廃棄物は60日）
E票は180日（特別管理産業廃棄物は180日）
期限内に送付されない場合は、必要な措置を行い、30日以内に知事等への報告が必要。



～廃棄物関連法の課題や動向～

廃棄物の適正処理を進めるため、廃棄物関連の法律が毎年のように改正されています。近年の課題や改正された主な内容について、その概要をご紹介します。

PCB使用製品の掘り起こし

高圧トランスや高圧コンデンサ、照明用安定器等の高濃度PCB廃棄物の処理期限は平成32年度末となっており、期限までに処理が漏れなく完了するよう、PCBを使用した製品が残っていないかどうかを確認する必要があります。



照明に使用されている安定器によっては、内部にPCBが封入されたコンデンサが存在し、昭和52年（1977年）3月までに、新築・改築された建物には、PCBが封入されたコンデンサが使用された照明が設置されている可能性があります。詳しくは、（社）日本照明工業会のホームページ等をご覧ください。

水銀使用製品産業廃棄物等の規制

水俣条約の発効に併せ、廃棄物処理法施行令等の一部が改正され、水銀廃棄物の定義、収集運搬、保管、処分の基準が規定されており、水銀もしくはその化合物が使用された製品が産業廃棄物となった「水銀使用製品産業廃棄物」や「水銀含有ばいじん等」にかかる基準が、平成29年10月1日から施行されています。

蛍光灯など規制の対象となる水銀を含有する廃棄物の処理を委託される場合には、適正に処理できる業者に委託することが必要です。

【水銀使用製品産業廃棄物の収集運搬・保管基準】

・ 破碎の禁止、他の廃棄物との混合禁止、仕切りを設ける等の破損防止

【水銀使用製品産業廃棄物の処分基準】

・ 大気への飛散防止
・ 一定割合の水銀を含むものは水銀回収を義務化
・ 安定型最終処分場への埋立禁止を明確化



親子会社の認定

二以上の事業者（親子会社）が一体的な経営を行い、産業廃棄物の適正な収集、運搬又は処分ができる等の基準に適合することについて、都道府県知事の認定を受けた場合は、当該親子会社は、産業廃棄物処理業の許可を受けないで、相互に親子会社間で一体として産業廃棄物の処理を行うことができることになりました。（法第12条の7、平成30年4月1日施行）

処理困難通知の義務付け

産業廃棄物処理業等の全部又は一部を廃止した者であって当該事業に係る産業廃棄物等の処理を終了していないもの（法第14条の2第4項、第14条の5第4項）、産業廃棄物処理業等の許可を取り消された者であって当該許可に係る産業廃棄物等の処理を終了していないもの（法第14条の3の2第3項、第14条の6）は、遅滞なく、処理を委託した者に通知することが、平成30年4月1日から義務付けられました。

当該事由が生じた年月日及び当該事由の内容を明らかにした書面（電子ファイルでも可）を、当該事業の全部又は一部を廃止した日又は許可を取り消された日から10日以内に送付することになり、処理困難通知を受けた排出事業者等は、生活環境の保全上の支障の除去等の措置を講ずることが必要であり、通知の写しを5年間保存する必要もあります。

電子マニフェストの一部義務化

前々年度の特別管理産業廃棄物の発生量がPCB廃棄物を除いて50トン以上となる事業場を設置する特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、電子マニフェストの使用が義務付けられ、2020年4月1日から施行されます。

従って、今年度に対象となる特別管理産業廃棄物の多量排出事業者は、電子マニフェストが使用できるよう準備を進める必要があります。

災害への備えは大丈夫ですか？

～環境リスクへの計画的な備えと対応のすすめ～

近年、日本各地で、これまでの想定を超える自然の猛威に見舞われることが増えてきています。

平成最大の豪雨被害とされる平成30年7月にあった広島・岡山での豪雨、翌8月の台風20号、9月の台風21号、北海道厚真町で震度7を記録したとされる北海道胆振東部地震など、甚大な被害があったことは記憶に新しいところです。

滋賀県内での環境汚染事案について（一例）

滋賀県でも、平成29年10月の超大型の台風21号により、東近江市にある観測所で日降水量が観測史上1位（217mm）を記録し、局地的な豪雨となりました。

この集中的な豪雨により竜王町では、河川の水位が上昇し、堤防が決壊し、約150haもの広範囲の土地が水に浸かり、田畑の作物や家屋が浸水の被害を受けました。

このとき、油を使用していた工場も水没したため、工場内の油槽の油が付近一帯（約40ha）に流出し、日野川から琵琶湖まで流れるという事案が発生しました。



冠水した農地から、河川へつながる水路へ水が流れる様子（冠水当日午後）
H29.10.23 14:23

事業者における環境リスク対応について



農地、集落、工場等が水没 H29.10.23

油流出などの環境汚染事故の未然防止のために、これまで多くの事業者において、機器の操作ミス、設備の老朽化や事案発生時の措置などの視点で、環境リスクへの取り組みが進められてきました。

しかしながら、先の油流出事案を振り返ると、それらの視点に留まらず、豪雨、強風、浸水など自然の要因に起因する様々な事象に対しても、事前に備えることの必要性が高まっていることがわかります。

企業経営にも著しい影響がある災害リスクへの備えとして、また、たとえ災害に見舞われたとしても、人的被害を出さないことをはじめ、環境への影響についてもできる限り低減できるよう、事業者ごとに異なる各種のリスクについて、改めて点検と見直しを行い、想定されるリスクへの備えを計画的に進める必要があると言えます。

まずは… ●事業場の立地条件（浸水深、震度予想など）の確認

●事業場で見込まれる自然災害リスクの想定

次に… ●想定した災害リスクに応じた対策の検討

●被害軽減対策の計画的実施

リスクの想定例

- 油や有害物質の流出
- 設備や機器への被害
- 水没による水蒸気爆発 など

対応策の検討例

- 土嚢や吸着マットなどの資材の準備
- 浸水を防ぐ構造物の設置
- 油等の貯留設備の配置や運用の要領
- 緊急時の油の移送（浸水影響を受けない先へ）
- 想定訓練 など

浸水リスクに関して

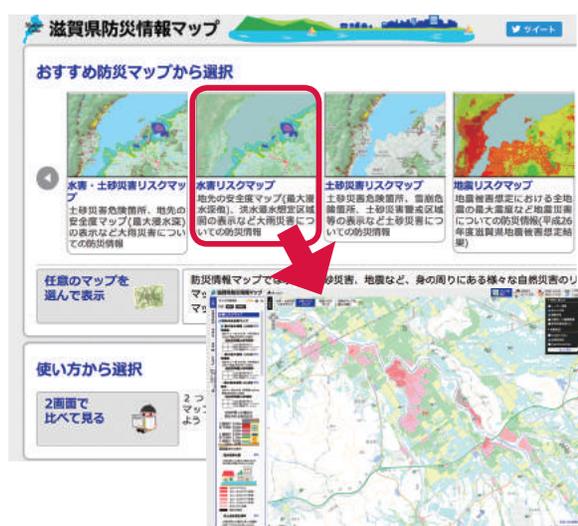
地先の安全度マップは、みなさんのご自宅やお勤め先などの場所が、どのくらいの水害リスクがあるのかを滋賀県がシミュレーションにより求めた図です。

大雨が降った場合に想定される浸水深さを表した図を市町単位で掲載しています。（左の図は、竜王町の例です。）

地先の安全度マップは、滋賀県流域治水の推進に関する条例では、「想定浸水深」と表現しています。（滋賀県流域治水の推進に関する条例 第8条）

10年に一度程度降る雨（概ね1時間に50mm）、100年に一度程度降る雨（概ね1時間109mm）、200年に一度程度降る雨（概ね1時間に131mm）が発生した場合、どの程度の浸水深さとなる恐れがあるのかを確認できます。

大雨が降ると集落内やその周辺を流れる水路や農業用排水路など、小さな川や水路があふれる場合があります。また、さらに雨が降り続けると大きな川の堤防が決壊し、大規模な浸水被害が発生することも想定されます。



「滋賀県防災情報マップ」と検索！

（滋賀県防災情報マップでは、水害・土砂災害リスクマップ、地震リスクマップなどの情報が確認できます）

環境関連法令における環境汚染事故に関する事業者の責務

油が流出した場合には、水質汚濁防止法上の措置として、まず、次の対応が必要となります。

○水質汚濁防止法の特定事業場、貯油施設を有する事業場は、河川等への油の流出等の事故が生じた場合、応急の措置を講じるとともに、事故の状況や措置の概要を知事（地域を管轄する県の環境事務所あて、大津市内にあっては大津市役所の環境政策課あて）に届け出なければならない。（事故時の措置：水質汚濁防止法第14条の2）

その他に、関係する市町、消防等の行政機関、下流等の利害関係者への連絡も重要です。

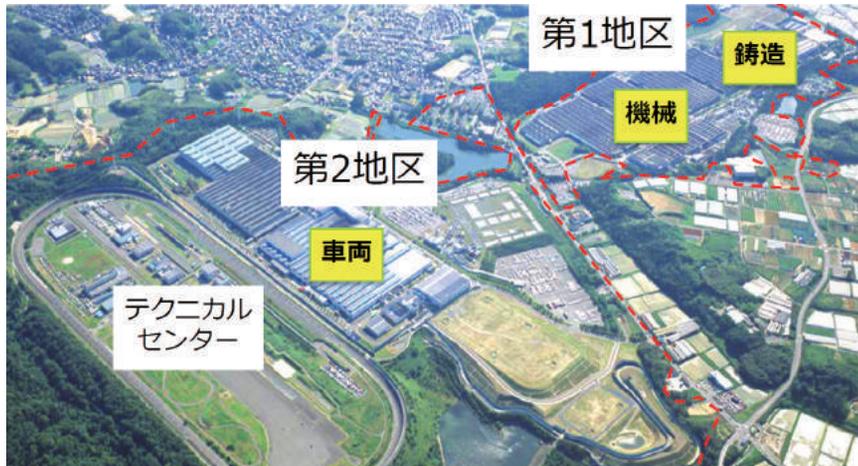
油の流出など水質汚染の事故以外でも、大気環境を汚染する事故などに関しては、事業者へ 応急措置の義務などが課せられています。

おわりに

自然災害に起因する環境リスクに関して、2次的な被害を最小限にし、滋賀のすばらしい環境を残していくためにも、新たな視点（災害起因など）からの検討と、それらのリスクへの対策を計画的に進めることにより、自主的な備えの強化をお願いします。

会員企業の環境取組紹介

ダイハツ工業株式会社 滋賀(竜王)工場



所在地 滋賀県蒲生郡竜王町山之上
敷地面積 198万㎡
従業員数 4,810名(‘18.4.1時点)

生産実績(‘17年度)

・エンジン107万基 ・ミッション67万基



・自動車 27万台



ダイハツグループ方針



Light you up

らしく、ともに、軽やかに

DNGA

“Daihatsu New Global Architecture”

お客様の声を出発点に、企画・開発・調達・生産とクルマを開発する全ての工程において、ダイハツ独自のクルマづくりを行うための事業構造と、それを実現するための戦略

環境理念

地球と社会との共生が私たちの責務です

環境方針

1. 自動車やユニットの開発・生産・販売・廃棄に至るまで、環境に与える影響を検討し、ゆたかな環境の保全に努めます。
2. 環境についての目的と目標を設定し、環境汚染の予防と循環型社会、低炭素社会、自然との共生社会を目指します。
3. 環境に関する法規制や、会社の環境管理規程を順守します。
4. 環境への貢献を通じてダイハツらしさを追求できる人財を育成するとともに、環境マネジメントシステムの継続的改善に取り組みます。
5. お客様一人ひとりを照らし、地域の方々や国内外の関係者との対話を大切にし、良識ある社会の一員として環境保護に取り組めます。

ダイハツグループ 環境アクションプラン2030

Light you up
DAIHATSU



「ダイハツグループ環境アクションプラン2030」は、環境マネジメントを基盤に、低炭素社会・循環型社会・自然共生社会を目指す活動を、分野ごとにロードマップを策定し構成しました。

長期の目標はトヨタ環境チャレンジ2050を共有し、活動の進め方はダイハツならではの取組みを進めます。

取組分野のアクションプランと関連SDGs目標



低炭素社会

エネルギーのグリーン化に向けては、エネルギーの用途に最適な再生可能エネルギーを選択すると同時に、地産地消・地域貢献にも配慮して推進します。



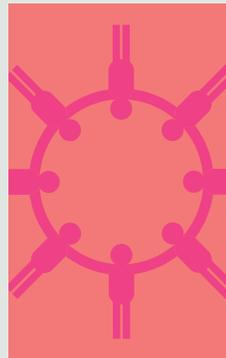
循環型社会

電動化などクルマの変革に対応したりリサイクルスキームや、事業を展開する各国の廃車リサイクルの動向を先取りした現地スキームづくりを目指します。



自然共生社会

地域の方々とダイハツグループ国内外各社の協働により、生物多様性の保全に貢献し、自然豊かな地域社会を未来に残す活動を通じて、事業による環境負荷のゼロバランスを目指します。



環境マネジメント

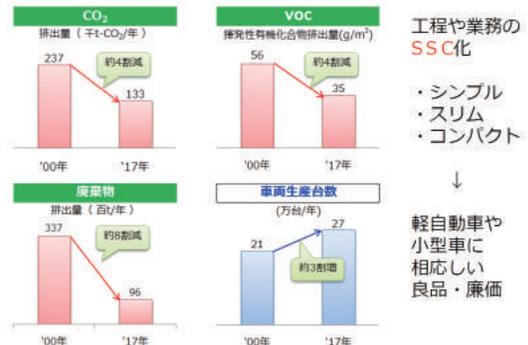
環境への取組みを進めるにあたり、全事業分野・地域において、基盤となる環境異常・苦情ゼロ、コンプライアンスの順守に向けた活動を継続・推進。

CO₂などの削減

環境取組プラン



CO₂・VOC・廃棄物削減 (滋賀工場実績)



人材育成

滋賀(竜王)工場

Light you up
もしくとも、豊やかに

環境保全協会 主催 「環境保全優良事業所 会長賞」 受賞

滋賀県 主催 「環境人づくり企業大賞 奨励賞」 2年連続受賞

各客層での省工工程や総排出削減などの様々な取組みが評価され受賞!

環境保全協会 表彰
環境保全協会 表彰
環境道場にて

地元の中学校を対等に環境保全を支援
七ヶ岡町を主とした、事業者と市民の連携
企業賞を賞状とした、環境保全優良事業所
滋賀ダイハツの環境と社会に貢献する取り組み

環境道場とは?

環境道場とは?

狙い

- 環境法違反の撲滅
- 環境意識の高い人づくり

頻度

- 年1回 60分
- 少人数制: 4~8名/講座

対象者 4,700名/年

省工工程 体感装置

過去トラ

排水経路図 吸着資材の使い方 他社報道事例

具体的な事例や手順を『現物』で体感

林 生物多样性

多様な生物の生育環境



全員参加型の活動を目指して



滋賀工場内の希少種



地域の皆様とともに

環境パトロール

1. 目的
環境施策に関する情報共有
2. メンバー
・地域 連合区長 地域6区長様
・行政 竜王町 工務部長
・ダイハツ 室課長 (総務 環境・製技他) 本社環境室 テクニカルセンター長
3. 実績
1974年 採集開始時から継続
4. 開催頻度
6回/年 (2ヶ月1回)



地元小学校への『環境出前講座』

- ・クルマと環境 (燃費・排ガス抑制・リサイクル)
- ・工場と環境 (排水処理・省エネ・廃棄物・生物多样性)

対象
小学5年生
(社会科)
クラス単位

実績('17年度)
・11校
・計20回



びわこ環境ビジネスメッセ



竜王フェスティバル

毎年5月 5,000~7,000名様のご来場





新規入会会員のご紹介

(平成30年4月1日～平成30年8月31日)

会社名	株式会社アテクト	代表者氏名 及び役職	代表取締役 小高 得央	
業種	化学工業	TEL	0748-20-3400	
従業員	101名	FAX	0748-20-3401	
URL	http://www.atect.co.jp/	E-mail	tadahiro.higaki@atect.co.jp	
住所	〒527-0082 東近江市上羽田3275-1			

当社は上場して10年の節目に滋賀県東近江市に新工場への移転を決断しました。かつて無い、広大な敷地、広大な工場スペースを手に入れ今後はPIM事業を中心とした拡大成長戦略の推進、ものづくり企業として更なる生産性の向上に努めてまいります。また、豊かな自然環境の保護に貢献できるよう尽力して参りますので、宜しくお願い申し上げます。

会社名	WEF 技術開発株式会社	代表者氏名 及び役職	代表取締役 青山 章	
業種	有機廃棄物処理装置製造販売	TEL	077-549-8015	
従業員	5人	FAX	077-549-1432	
URL	http://aoyama-wefit.com/	E-mail	aoyama@aoyama-wefit.com	
住所	〒520-2116 大津市堂1丁目19-15			

弊社は(株)アオヤマエコシステムから水処理・廃棄物リサイクル事業部を分離独立して設立しました。社名のWEFは水・エネルギー・食料で、それらの地産地消技術の開発をしています。よろしくお願ひします。

会社名	森長電子株式会社	代表者氏名 及び役職	代表取締役社長 斉田 儀一	
業種	製造業	TEL	076-240-8111	
従業員	40名	FAX	076-240-8112	
URL	http://www.alp-plp.co.jp/	E-mail	saida@alp-plp.co.jp	
住所	〒920-0376 石川県金沢市福増町南1195			

弊社は昭和48年に電子応用システムの設計・施工・保守を主たる事業として設立しましたが、雷銀座とも異名をとる北陸は夏のみならず冬にも雷が多発する激雷地域であるがゆえに、雷から電子機器を確実に保護する高性能SPD（避雷器）が必需として高速回線避雷ユニットを開発・製品化するに至り、その画期的な導入効果が評価され、各方面のユーザー様にご採用いただいております。

会社名	株式会社 堀場アドバンステクノ	代表者氏名 及び役職	代表取締役社長 堀場 弾	
業種	測定機器および応用装置部品の製造販売	TEL	075-321-7184	
従業員	307名	FAX	075-321-7291	
URL	http://www.horiba-adt.jp/	E-mail	shinya.yamaguchi@horiba.com	
住所	〒601-8306 京都市南区吉祥院宮の西町31			

分析計専門メーカーである株式会社堀場製作所のグループ会社で、環境計測および半導体洗浄分野における水・液体計測のセンシングテクノロジーのエキスパートカンパニーです。日常生活を支えるライフラインや産業活動全般に貢献するとともに地球環境保全の一翼を担っています。世界の水・液体計測のデファクトスタンダードを目指し、快適な環境づくりのエコロジカルリーダーとしての役割を果たして行きます。

会社名	互応化学工業株式会社 滋賀工場	代表者氏名 及び役職	滋賀工場 工場長 平野 勝彦	
業 種	化学工業	TEL	0748-53-8070	
従業員	27名	FAX	0748-53-8072	
URL	http://www.goo-chem.co.jp/	E-mail	k-hirano@goo-chem.co.jp	
住 所	〒529-1663 蒲生郡日野町北脇カミ山1-108			

「独自技術で社会に貢献すること」を目標に、「互いに応じ合い、成長し合う」という、「互応の精神」のもと、「創る技術」と「使う技術」の研鑽を続けています。
滋賀工場では、独自の樹脂合成技術と豊富な光反応技術を駆使したレジスト材料をはじめとする高付加価値の製品により、最先端の電子機器製造に貢献しています。

会社名	滋賀小林精工株式会社	代表者氏名 及び役職	代表取締役社長 小林 洋介	
業 種	電気機器の完成品組立・ 成形部品加工	TEL	077-587-0219	
従業員	136名	FAX	077-587-1591	
URL		E-mail	sigakoba_hinkan_2f@ever.ocn.ne.jp	
住 所	〒520-2313 野洲市大篠原2026			

当社は、主に充電式電動工具（電動ドライバー・インパクトドライバー等）、理容商品（バリカン・トリマー等）などの電気機器について、設計・開発から、成形加工、ブロック組立、完成品組立、梱包、出荷まで、一貫生産を行っています。また、各過程に於いて、環境に配慮したモノづくりに取り組んでいます。

会社名	日光精器株式会社	代表者氏名 及び役職	代表取締役社長 中山 享一良	
業 種	プラスチック製品製造業	TEL	0748-37-7581	
従業員	200名	FAX	0748-37-2015	
URL	http://www.nikko-seiki.co.jp/	E-mail	nikko-info@nikko-seiki.co.jp	
住 所	〒523-0022 近江八幡市馬淵町2660			

私たち日光精器株式会社は、プラスチック部品の加工技術を基礎として、製品の設計開発から完成品製造までの一貫生産にて数多くの製品を提供し、家電、車載、住宅、医療機器の幅広いニーズに対応してきました。弊社の使命は「社会にニコニコライフをお届けすること」であり、私たちのモノづくり活動を通じて、売り手、買い手、世間に笑顔を創造することです。これからも弊社は「モノづくり創造業」として”ニコニコライフ”を社会にお届けいたします。

※丸豊産業株式会社様、エネテック京都株式会社様は次号掲載予定です。

「法・条例を学ぶ講習会」終了のご報告

8月22日(水)と、9月7日(金)～9月28日(金)の毎週金曜日、計5回シリーズで講習会を開催いたしました。今年も、土壤汚染対策法、廃棄物処理法などの一部改正がありましたので、250余名と大勢の方々に参加いただきました。参加者の皆様方に心より感謝申し上げます。ありがとうございました。

平成16年から昨年までの累計で延べ4,000名を超え、今年度も順調に積み上げることができました。支えていただきました滋賀県琵琶湖環境部の皆様方や講師並びにスタッフの方々に、厚く御礼申し上げます。

また、参加者の皆様方のアンケートでは、講習会運営に対するご要望もあり、来年度に向けてテキスト等の充実を検討して参ります。

皆様方からの更なるご支援、ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。